

## 上田市提案募集型ネーミングライツパートナー募集要項

上田市（以下「市」という。）では、「上田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、ネーミングライツの提案対象とする施設及び工作物（以下「対象施設等」という。）の募集を次のとおり随時受け付けています。

### 1. 目的

ネーミングライツとは、市有財産を活用した広告掲載事業であり、ネーミングライツパートナー（「命名権者」ともいう。）との契約料を、施設の維持及び管理費等の市の新たな自主財源として活用するとともに、ネーミングライツパートナーとの協働により、施設の知名度を高めること、施設を積極的に活用することで、その施設がもつ魅力を再認識し、更には、地域経済活動の活性化につながることを目的としています。

### 2. ネーミングライツパートナーとしてのメリット

ネーミングライツパートナーとは、本市の公共施設等の名称に愛称を付与する権利を与えられた民間事業者等を指し、そのメリットには次のものが挙げられます。

- (1) 施設の愛称として企業名や商品名を付すことで、広告効果が期待できます。
- (2) イベントの開催や施設への協働活動等を行うことで、地域経済活動の活性化が図られ、イメージアップ効果が期待できます。

### 3. ネーミングライツパートナーを決定するまでの流れ

ネーミングライツパートナーが決定するまでの流れは、次のとおりです。

#### 【ネーミングライツパートナー決定までの流れ】

- 1 提案の受付
- 2 選定委員会（注）による対象施設の適合についての確認
- 3 提案に対する取扱いの決定（※結果については応募者に通知）

上記3において、提案受付と判断された場合は、以下の流れとなります。

- 4 選定委員会による応募内容の審査  
※審査の結果、一定の基準に満たない場合、採用を見合わせる場合があります。
- 5 内部会議において審査結果について協議
- 6 提案採用者の決定
- 7 ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- 8 愛称の使用開始

～選定委員会（注）とは～

導入の可否や募集要項の協議、及び採否等に係る審査のため、募集施設ごとに選定委員会を設置します。採否等に係る審査の際は、応募提案書を審査し、必要に応じて、応募された民間事業者等にヒアリングを行います。選定委員会は、施設所管部長を委員長とする会議（各部内で開催される検討会議等）として開催します。

#### 4. 応募の方法

応募を検討される施設が、「応募対象施設」に該当するか確認する必要があることから、応募書類の提出の前に、必ず財産活用課まで御相談ください。

##### (1) 応募書類

- ① ネーミングライツパートナー提案書（提案様式1）
- ② 応募資格についての誓約書（提案様式2）
- ③ 地域活動や社会貢献等の実績及び今後の計画（提案様式3）
- ④ 会社概要及び直近3ヶ年の決算報告
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ⑥ 市税の納税証明書

※申請内容等に関する協議は、必要に応じ適宜行わせていただきます。

##### (2) 応募方法

応募書類を、財産活用課まで郵送又は持参にて応募してください。財産活用課は、対象施設等を所管する課へ速やかに応募書類を回送します。回送後は、施設所管課にて事務を進めます。

※郵送の場合は、一般書留や配達証明など、配達記録が残る方法でお願いします。  
なお、応募書作成の際は次の事項に留意してください。

##### ① 対象施設等

市が所有する体育施設、文化施設、観光施設などの公共施設のほか、道路、橋梁、公園といったインフラ施設やこれらの施設に付随する設備・工作物等も対象とします。また、公共施設を構成する1施設（例：〇〇運動公園内の野球場や〇〇施設の大ホール等）に限定して応募することも可能です。

ただし、次の施設等は除きます。

- ・庁舎、学校、保育所、公民館、病院、史跡・文化財等、導入することで行政の公平性や中立性を損なうとの誤解を受ける恐れがある施設
  - ・既にネーミングライツパートナー制度を導入しているもの
  - ・既に施設を特定してネーミングライツパートナーの募集を行っているもの
  - ・既にネーミングライツパートナーに係る提案に対する取扱いを決定したもの
- なお、ひとつの施設に対し複数の応募が見込まれる場合などは、「施設特定型」として、改めて募集することを検討する場合があります。

参考として、募集対象施設の例を資料1で示します。

##### ② 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものであって、次のようなものは該当しないものとします。

- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治性又は宗教性のあるもの

- ・社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ・市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・個人名を冠したもの
- ・その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

<愛称に関して>

- 1 契約期間内における愛称の変更はできません。
- 2 愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であり、市の条例等で定められている正式な施設名（以下「正式名称」という。）を変更するものではありません。
- 3 愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

③ ネーミングライツ料

提案額は、消費税及び地方消費税を含む年額単位で記載してください。

提案募集型の場合、ネーミングライツの対価は施設自体を対象とした契約料（金銭）以外にも、維持管理等に係る資材の提供や、清掃などの役務（サービス）の提供などを対象とすることも可能とします。

④ 契約期間

3年以上の期間で設定してください。

⑤ 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示変更に要する費用については、契約金額とは別にネーミングライツパートナーの負担となります。また、契約終了後の原状回復についても同様となります。

また、契約締結後に市が発行する印刷物やホームページの表示変更に要する費用については、上田市が負担します。

区分	費用負担	備考
敷地内の看板、標識等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
敷地外の看板、標識等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	市	契約締結後作成分

※表示の変更は、市や関係機関等と協議のうえ、変更可能なものについて行います。

※看板、標識等の新設については、別途協議します。

※看板、標識等の詳細については、必要に応じて問い合わせください。

施設所管課へ確認のうえ回答します。

⑥ 提案に対する取扱いの決定

応募があった案件につきましては、選定委員会により、対象となる施設かどうかを確認し、提案に対する取扱いを決定のうえ応募者にその結果を通知します。

(3) 提出部数

1部（応募書類各1部を取りまとめるうえ提出してください。）

(4) 受付期間

(1) の応募書は随時受け付けます。

※応募の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とします。

(5) 応募先

上田市役所 財務部 財産活用課 (本庁舎 4F)

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号

(6) 質問の受付

① 質問方法

質問票 (提案様式 4) により電子メール又はファクシミリで問い合わせ先までお送りください。

なお、御質問の際には、法人名・担当者名を明記した返信先を必ず記載してください。

② 回答方法

回答は、電話、電子メール又はファクシミリで質問者様へ直接回答いたします。

## 5. 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。

さらに、ネーミングライツパートナーとして、契約期間中、責任をもって継続できる団体であって、次の条件に該当しない者とします。

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 市税を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による更正手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 代表者等 (役員及び経営に事実上参加している者) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) に規定する暴力団の構成員等であるもの
- ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

## 6. 選定基準

ネーミングライツパートナー選定委員会において、提案のあった愛称案、契約期間、提案金額、提案者の経営状況、社会貢献等の実績、地域性などについて、総合的な審査を行い、提案内容の採否についての審査を行います。

選定委員会の審査は、次に挙げる項目を参考に、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査しますが、審査項目及び配点基準は、応募施設ごと調整します。

なお、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合は、採用の決定をしない場合があります。

< 審査項目の一例 >

審査区分	審査項目	審査のポイント	配点
応募者の状況	経営の安定性	決算報告書等による財務の健全性の確認	10
	社会貢献等	社会貢献等に係る理念、実績、計画等の確認	20
	地域性等	事業所の所在、市事業等への貢献実績の確認	10
応募内容	提案内容	利用者サービスの向上や、施設の魅力向上につながる附帯的な提案内容の確認	20
	提案金額	提案金額の妥当性	20
	契約期間	契約金額の妥当性	10
	愛称案	親しみやすさ、分かりやすさ 施設のイメージや設置目的との整合等	10
合計点数			100

7. その他留意事項

- (1) 応募に係る費用は、一切応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等は、公募において各種条件を決定する際の意見の聴取の目的でも使用することがあります。
- (3) 提出書類の返却は致しません。
- (4) その他詳細については、「上田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」をご覧ください。

8. 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号  
 上田市役所 財務部 財産活用課（本庁舎 4F）  
 TEL：0268-23-5114(直通) FAX：0268-22-4131  
 E-mail：[zaikatu@city.ueda.nagano.jp](mailto:zaikatu@city.ueda.nagano.jp)

○提案書など応募書類の提出は、郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、一般書留や配達証明など、配達記録が残る方法でお願いします。

なお、応募を検討される施設が、「応募対象施設」に該当するか確認する必要があることから、応募書類の提出の前に、必ず財産活用課まで御相談ください。

○問い合わせ・応募書類の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とします。

○ファクシミリによる問い合わせの場合は、必ず「送信した」旨の電話連絡をお願いします。